

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0812)

第1回特定最低賃金専門部会（輸送）

令和4年10月5日 非公開

開催日時	令和4年10月5日	10時35分～11時30分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none">1 特定最低賃金専門部会の運営について2 特定最低賃金改正決定の諮問について3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について4 審議日程について5 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>定刻より若干前ではありますが、■委員は欠席ということなので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名、計8名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いします。</p>
事務局	それではただいまから、第1回輸送用機械器具製造業最低賃金

専門部会を開催いたします。

第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。

私賃金室長の木村でございます。よろしくお願ひいたします。

大変恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

最初に、本専門部会の開催にあたりまして、福永労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

基準部長

労働基準部長の福永でございます。

令和4年度の第1回目の輸送用機械器具製造業特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この度は、特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本日は御多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめとした労働行政全般の円滑な運営に多大なご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

さて、今年度の群馬県の地域別最低賃金の改定につきましては、最低賃金審議会委員の皆様にご苦労いただきました結果、865円から30円引き上げて、895円とする改正決定を行い、10月8日に発効することとなります。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであり、行政機関に決定を義務付けているものでございますが、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものであり、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

この特定最低賃金につきまして、8月12日の最低賃金審議会において、改正決定の諮問をさせていただき、ご審議をお願いいたしましたことから、本日の専門部会が開催されることとなったところでございます。

委員の皆様には、大変ご苦労をおかけすることになりますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局	<p>続きまして、専門部会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料1をご覧いただきたいと思います。</p> <p>特定最低賃金専門部会委員全員の皆様の名簿でございます。50音順に表記させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行いましたところ、労働者及び使用者の各関係団体から委員の候補者の推薦がありました。選考させていただいた結果、名簿記載の皆様に労働局長から委嘱発令をさせていただいております。</p> <p>公益代表委員におかれましても、労働局長から委嘱発令をさせていただいております。</p> <p>ご就任をいただきました皆様の委嘱状につきましては、労働局長から直接お渡しすべきところでございますけれども、会議時間の関係もございますので、先に郵送させていただいております。大変失礼とは存じますが、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>次に、お手元の資料2のインデックスの輸送のところをお開きください。</p> <p>委員名簿の順に従いまして、本日ご出席いただいている委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まずは、公益を代表する委員といたしまして、■委員、■委員です。■委員です。</p> <p>次に、労働者を代表する委員といたしまして、■委員です。■委員です。■委員です。</p> <p>次に、使用者を代表する委員といたしまして、■委員です。■委員です。■委員がいらっしゃいますが、本日ご都合により欠席されております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。</p> <p>資料3が事務局名簿でございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。</p> <p>部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条によりまして、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。</p>
-----	--

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。
公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表いたします。

部会長には、■委員、部会長代理には■委員をそれぞれ選出するとのことでございました。

労使の委員の皆様にお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。
では、全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。

それでは、部会長になられました■委員と、部会長代理になられました■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。

最初に、■委員から、お願ひいたします。

部会長

ただいま部会長に選出していただきました■でございます。
特定最賃の賃金額は、労働者側・使用者側委員のイニシアティブによりまして、決定されるものであると認識しております。部会長としましては、公平公正な議事の方が図られますよう努めて参りたいと思います。委員の先生方のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。

事務局

■委員、お願ひいたします。

部会長代理

部会長代理を務めさせていただきます■でございます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これから議事進行につきまして、■部会長にお願いいたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

部会長	<p>はい。会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金専門部会運営規程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、特定最低賃金専門部会運営規程について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料4の運営規程をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらの運営規程は、目的、構成、会議の招集、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したもので、4業種の専門部会共通のものとなっております。</p> <p>令和3年度に一部改正が行われております。主な改正としましては、第5条第1項で、部会長が必要と認めるときはテレビ会議システムを利用した会議への出席も可能とするとしたことや、第8条第1項で、議事録への署名を廃止したことなどでございます。そのため、議事録に署名をいただくかわりに、事務局で作成した議事録を委員の皆様にメールでお示ししてご確認をいただくこととしております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。ただいま事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程につきまして、説明がございました。</p> <p>これについて、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。</p>
	【特になし】
部会長	<p>特に、ご意見等はないようですので、次の議題に移ります。</p> <p>次に、令和4年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点ございます。</p> <p>まず、1点目でございます。</p> <p>資料4を再びご覧いただきたいと思います。</p> <p>専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明いたします。</p> <p>専門部会の会議は、専門部会運営規程第7条第1項のただし書き以降にございます、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」等に該当するとしまして、例年、第1回目から非公開となっております。</p> <p>本年度は、6月30日の審議会におきまして、専門部会の公開・</p>

	<p>非公開についてご議論をいただきました結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にしていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただいまの事務局の説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されました。</p> <p>部会長としましては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適当であると考えます。</p> <p>ご意見等ございましたら、お願ひいたします。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>ご賛同いただいたものと理解いたします。</p> <p>本年度も第1回目会議から非公開といたします。</p> <p>続けて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2点目でございます。</p> <p>専門部会の議事録及び会議資料の公開・非公開についてご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様原則公開であるものの、ただし書き以降に、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とするとができるとされております。</p> <p>令和2年度より、専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただいております。</p> <p>加えて、当時の専門部会のご了解をいただきまして、労働局ホームページにも掲載させていただいております。</p>

	<p>本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録を非公開とした場合でありますと、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しましては、これらの法律に規定された不開示情報を除いて開示されることになります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開としています。加えて、労働局ホームページへの掲載もしています。</p> <p>本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は公開といたします。</p> <p>重要ですので、もう一度公開の方法を整理いたします。</p> <p>議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。</p> <p>事務局にお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することといたします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断することといたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>この他に、運営規程につきまして何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p>

	【特になし】
部会長	<p>特にないようですので、運営規程については、このようにいたしたいと存じます。</p> <p>次に、特定最低賃金改正決定の諮問につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特定最低賃金改正決定の諮問の経過報告の前に、特定最低賃金の制度、改正決定の仕組みについて、簡単にご説明いたします。</p> <p>資料5をご覧いただきたいと思います。</p> <p>特定最低賃金は、特定の産業に設定される最低賃金で、その役割は、地域別最低賃金につきましては、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであることに対しまして、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとなっております。</p> <p>決定方式につきましては、地域別最低賃金は行政機関に決定を義務付けしていることに対しまして、特定最低賃金は関係労使の申出により改正等されることとなっております。</p> <p>昨年度末現在、全国で設定されている特定最低賃金の件数は227件、適用使用者数は約9万4千人、適用労働者数は約297万人となっております。</p> <p>では、特定最低賃金改正決定の諮問についての経過をご報告いたします。</p> <p>資料6をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらには、改正決定の申出一覧表といたしまして、4業種出されたものをまとめたものでございます。</p> <p>次に、資料7をご覧いただきたいと思います。</p> <p>申出のございました4業種の改正決定を求める申出書の写しうございます。</p> <p>こちらの申出が提出されましたことによりまして、8月1日の審議会において、労働局長が改正決定の必要性の有無についての諮問を行いまして、これを受けて審議会でご審議をいただいた結果、8月12日に改正決定の必要性有りとの答申がなされたところでございます。</p> <p>そこで同日、労働局長から審議会長に改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。資料8に、労働局長からの諮問文の写しがございます。</p>

	<p>更に、同日の審議会におきまして、これら特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置するということを決議いただいております。</p> <p>また4業種の改正につきまして、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を8月12日に行いましたが、すべての業種において意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>事務局から特定最低賃金の仕組みと、改正決定の諮問についての経過説明がございました。これらにつきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
	【特になし】
部会長	<p>ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料10をご覧いただきたいと思います。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項でございます。</p> <p>第6条第5項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とするとことができるとされております。</p> <p>8月12日の審議会で、この取り扱いを適用することを議決いたしておりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、同条第7項では、「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、特定最低賃金に係る異議の申出がなかった場合には、運営規程第10条の規定により専門部会は廃止されることになっております。</p> <p>いずれにいたしましても、廃止に伴う専門部会委員の皆様の解任通知文書は省略させていただきたく存じます。ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。事務局の説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行わ</p>

れた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくお願ひいたします。

また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について説明がございました。これについてもご了解をお願いいたします。

このほかに、運営規程につきまして、何かご意見等はございますでしょうか。

【特になし】

部会長

なければ、専門部会の運営規程につきましては、このようにさせていただきたいと存じます。

次に、特定最低賃金専門部会の審議日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。資料 11 をご覧いただきたいと思います。

近年の審議状況でございます。令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度、縦に表を作っております。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程、また今年度の開催予定となっております。

次に資料 12 をご覧いただきたいと思います。

こちらに令和 4 年度の日程を一覧にしてありますが、委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして、誠にありがとうございます。

こちらの日程表のとおり、会議を開催させていただきたく存じます。

会議の開催回数でございますけれども、日程表のとおり、本日を含めまして 2 回を予定しております。本専門部会、輸送の専門部会につきましては、この日程表 1 番下の欄にありますけれども、第 2 回専門部会は 10 月 25 日（火）9 時半から開催を予定させていただいております。ご了解いただきますようお願いいたします。

また、会議が成立するための定足数は、委員の 3 分の 2 以上、又は、公・労・使の各側委員の 3 分の 1 以上の出席となっておりますので、6 名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ 1 名以上が出席していただく必要がございます。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ恐縮ではございますが、ご出席をいただきますようお願いいたします。

補足説明させていただきますが、この表の下にある本審 450 回と、本審異議審の日程でございますけれども、こちらは審議会の委員に就任されている方にご承知いただきたいと思っておりますの

	<p>で、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次の資料 13 です。こちらは、本年度の答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表ということでございます。</p> <p>2枚目になりますが、先ほど申し上げました日程表どおりに進んだ場合に、答申が 10月 28 日（金）に行われた場合でございますが、そうした場合に右を見ていただきますと、11月 14 日が異議申出締切り、11月 29 日が官報公示。そして、改正金額の発効が 12月 29 日（木）という、こういった流れとなります。参考までに説明いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>事務局から説明がございました、次回の会議日程ですが、委員の先生におかれでは、いかがでしょうか。</p> <p>このとおりでよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。それでは次回の会議は、資料 12 の輸送欄に記載のとおり、10月 25 日（火）午前 9 時 30 分からといたします。ご出席をお願いいたします。</p> <p>次に、特定最低賃金額の審議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。審議に資する資料は 4 業種の専門部会共通のものとしまして、最新の内容のものを調べさせていただいております。</p> <p>まず、用意いたしました資料について、ご説明いたします。</p> <p>資料 14 は、過去 12 年間の特定最低賃金の決定状況でございます。この表の 2 段目以降が、特定最低賃金の決定状況でございます。</p> <p>資料 15 でございますが、こちらは特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。</p> <p>資料 16 は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。</p> <p>資料 17 でございますが、令和 3 年度の特定最低賃金改正状況でございます。業種ごとに 4 枚添付してございます。</p> <p>資料 18 は、令和 4 年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。</p> <p>資料 19 でございます。こちらは、令和 4 年度の最低賃金に関する基礎調査の結果を取りまとめてございます。後ほど、担当の方か</p>

	<p>らご説明させていただきます。</p> <p>資料 20 です。こちらは、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。群馬県の統計課が作成したものでございます。</p> <p>資料 21、こちらは、群馬県金融経済概況でございます。日本銀行前橋支店が公表したものでございます。</p> <p>資料 22、こちらは、最近の県内経済情勢でございます。財務省関東財務局前橋財務事務所が公表しております。</p> <p>資料 23 です。法人企業景気予測調査でございます。こちらも財務省関東財務局前橋財務事務所が公表したものであります。</p> <p>資料 24、群馬県鉱工業指数でございます。こちらは、群馬県総務部統計課が公表した表であります。</p> <p>資料 25、消費動向調査結果でございます。内閣府景気統計部が公表したものでございます。</p> <p>資料 26、これは群馬県内企業経営動向調査結果でございます。群馬経済研究所が公表したものでございます。</p> <p>資料 27、企業経営動向調査結果でございます。TOWA 経済レポートが公表しているものでございます。</p> <p>資料 28、こちらは労働市場速報でございます。</p> <p>資料は以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当から内容をご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果について、説明をさせていただきます。資料 19 をご覧ください。</p> <p>はじめに 1 ページ目の、令和 4 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要についてです。</p> <p>調査依頼事業所数は、1,903 件で、有効回答件数は、938 件でした。</p> <p>調査は令和 4 年 6 月分の賃金額について行いました。</p> <p>月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計いたしました。</p> <p>調査対象地域は群馬県全域です。</p> <p>調査対象業種及び事業所規模についてですが、表に書きだした業種を対象に、さらに網掛けした人数の事業所を対象にしています。特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業は、100 人未満の事業所を調査対象としています。</p> <p>調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元いたしまして、推計したものです。したがいまして、調査結果の</p>

反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、3ページです。

賃金統計用語である、未満率と影響率について説明をさせていただきます。このイメージ図のとおりですが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

続きまして、7ページにいきまして、輸送用機械器具製造業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに未満率についてです。輸送用機械器具製造業の現行の最低賃金が935円でありますので、934円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例で申し上げますと、934円以下の累積労働者数は1,088人でした。これをAといたします。

復元した合計労働者数は8,790人でした。これをBといたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ になります。

計算いたしますと、未満率は12.4%となりました。

従いまして、輸送用機械器具製造業の労働者の12.4%が最低賃金額を下回っていたということになります。

特定最低賃金の4業種の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっておりますが、輸送用機械器具製造業のみの結果について説明をさせていただきます。

続いて11ページにまいります。この表は、輸送用機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものになります。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフです。青色の棒グラフが一般労働者、赤色の棒グラフがパート労働者の分布になっております。これを見ますと、グラフの右側ですが、950円から1,500円以上の分布が多く見受けられ、特に1,500円以上の分布が圧倒的に多くなっております。

一方、グラフの左側ですが、現行の最低賃金額935円ちょうどの労働者及び、935円を下回る労働者も見受けられます。

続きまして、12ページにいきます。この表は、特定最低賃金の産業別に、未満率等の賃金額の特性値について、平成30年度から今

年度の推移を表したものとなっております。輸送用機械器具製造業は1番下の欄となっております。

未満率の推移をグラフにした表が右側にありますが、輸送用機械器具製造業は平成30年度から1桁台を維持しておりました。令和2年度に14%台と大幅に増加し、今年度は12.4%となっております。

続いて14ページにまいります。5の産業別の未満率と影響率の推移と題した表をご覧ください。平成25年度から令和4年度までの、産業別の未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。輸送用機械器具製造業は表の下から1番目、線グラフでは紫色で示しております。

最後に18ページについてです。この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。引上げ額0円から34円までの場合の影響率を表しております。例えば、表の1番上の引上げ額0円の影響率は12.38%となり、表の1番下の欄の引上げ額34円の影響率は、19.68%となります。

以上、簡単ではございますが、基礎調査結果の概要について、説明をさせていただきました。

この調査結果が審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、よろしくお願ひいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

【特になし】

部会長

はい。特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等がございましたら、お願ひいたします。

事務局

はい。ご審議をいただく前に、2点ご説明をさせていただきます。1点目でございます。

特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願ひいたします。

2点目でございます。

審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議におきまして、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。

第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示い

	<p>ただき、それらをもとにご審議をいただきまして、特定最低賃金額が議決されております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。この後は、事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入りたいと思います。</p> <p>まず、労働者側、使用者側それぞれのお立場から、基本的な考え方をお伺いいたします。</p> <p>その後は、自由にご審議をお願いいたします。</p> <p>でははじめに、労働者側委員の先生から、お願いいいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の█です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>今回、産業別に係る最低賃金の改正について、必要性ありとするご理解をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>特定最低賃金は法の趣旨にもあるとおり、関係労使のイニシアティブにより設定すると捉えておりますので、今年も真摯な論議をお願いしたいと思います。</p> <p>先ほどからお話もございますが、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであることを、まずは共有させていただきたいと思います。</p> <p>地域別最低賃金は、セーフティネットという位置付けの一方で、特定最低賃金は、取り巻く環境が大きく変化した状況においても、産業の永続的な発展に向けて、魅力向上や人材確保に寄与すべく、産業にふさわしい水準で設定していくことが重要であると考えております。</p> <p>使用者側からすれば、物価上昇やコロナ禍により、経営が圧迫している、こういう状況での賃金アップは厳しいというお考えだとは思いますが、このような困難な中でも、賃金改善をすれば労働者のエンゲージメント向上、また会社への帰属意識の醸成に繋がり、結果として将来の会社発展、産業の発展、ひいては群馬県の発展に繋がっていくと考えております。</p> <p>人への投資という観点で、建設的な論議をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいいたします。</p>
部会長	はい。その他の労働者側委員の先生、ございますでしょうか。

労働者委員	<p>はい。労側委員の█です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>自動車産業が2年半に渡るコロナ禍で、生産減から大きなダメージを受け続けています。これは、最近時の物価上昇と相まって、労働者の足元の生活の苦しさと先行き不安を増大させました。</p> <p>一労働者としての私の肌感覚ではありますが、この1年でこの産業で働く多くの仲間が、それぞれの企業から去っていったと感じております。中小の自動車関連企業が、以前から抱えてきた人材不足・後継者問題に、この度の人材流出が加わると、人的資本の面からも、事業継続が更に厳しい状況になると考えます。</p> <p>自動車産業の変革もありますが、自動車がどのような形になるにせよ、必要な基礎的な部品を製造している中小企業は、県内には数多く存在しています。これを失うことは、県の産業として土台を失い、大きな損失になると考えています。</p> <p>特定最低賃金は、県の産業の永続的な発展のために設定するべきものと思いますので、この産業にとどまる魅力を感じさせる水準とし、人材面から中小企業の技術が失われることを防ぐ必要があると考えます。もちろん、同時に連合が主張する付加価値の適正配分をはじめとする産業政策や、商慣行の改善も、中小企業存続のために早急に成し遂げなければならない課題と捉えております。</p> <p>このようなことから、この部会の議論として、中小企業における人材の課題を考え、それに相応しい賃金改善に結び付けることをお願いしたいと思います。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他、労働者側委員の先生。█委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の█です。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>輸送用機器業界、とりわけ自動車業界の現況は、新型コロナウイルス感染症による影響で、自動車販売台数ですか、生産台数が減少し、業界としては、世界的な冷え込みをみせております。</p> <p>また、半導体供給不足などの影響で、自動車部品の供給が滞り、生産調整を余儀なくされているカーメーカーもありました。このような状況は、昨年に比べますと、回復の兆しが一部にみえておるようですが、今後の自動車業界の先行きは、不透明といえると思います。</p> <p>これらの影響により、使用者側のご意見は、業績不振や悪化の状況下では、賃金アップは難しいというご判断は理解できますが、この難局を乗り越えて、自動車業界は将来性があるといえるように</p>

	<p>するには、そこで働く労働者のパワーにかかっていると思います。その労働者に報いるためにも、賃金改善は必要なものと考えております。</p> <p>自動車業界の課題として、人手不足、新興国での販路拡大、環境に配慮した製品開発などがあげられます。このような課題を抱えて解決していく、企業を存続、成長させていくためには、一時しおぎの対応ではなく、魅力ある労働条件の確立と、生産性向上の両立を図っていく必要があると考えております。</p> <p>このような様々な角度からの状況を鑑みますと、賃金改善要求は、無謀なものではないと考えております。</p> <p>お互いに納得のいく議論が得られることをお願いしたいと思っております。</p> <p>よろしくお願ひします。以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>使側の■でございます。</p> <p>色々と今、労側のお話を伺わせていただいて、人材育成とか、発展性については、理解できると思います。</p> <p>ただ、輸送に関するものづくりの業界で、こここのところ動いています。コロナ禍がまあ沈静化をしてきておりますけれども、原材料の高騰とですね、それから、先ほども話に出ております電子部品関係。やっぱり為替の影響を受けるようなものを使っての製造ってのが、圧倒的に多い業界だと思います。</p> <p>私どもの方でも、賃金を上げなければいけない、生活を保護しなきゃいけないってのは、ありますけれども、その原資を稼ぐ部分が、みんなそういうところに、外に今持っていかれている状況にあるということを、ご理解をいただきたいなと思います。</p> <p>今年その為替に関しては、日銀が 2.8 兆円規模での市場介入を 24 年ぶりに行いましたけれども、145 円そこそこだった円相場が、140 円近くまで円高に戻りましたけれども、あっという間に元に戻りまして今また 145 円。と、いうことは、その 2.8 兆円が泡に消えちゃった。我々に言わせれば、その 2.8 兆円を中小企業の方に補填していただいて。例えば、電気代の補填でも結構ですし、ガソリン代でもなんでも結構ですけれども、そういったもので、やはり国の援助みたいなものがないと、なかなかその原資が作れない。</p> <p>また、10 月は値上げラッシュといわれてまして、大手企業さんが、中小企業の値上げを受けて入れて、すべてそういうところにか</p>

	<p>かった費用を大手さんが受け入れてくれて、販売価格を上げてくれるような動きをしていただけないと、中小とすればなかなかそういう元本が作れないという部分が現状としてありますので。ウクライナ問題等もございますけれども、それ以外にものを作る状況に関しての、まわりの費用が上がりすぎているという事情もご理解いただいて、審議をさせていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他、使用者側の先生。はい、█████ 委員、お願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者委員の█████ でございます。</p> <p>必要性の有無の件に関しましては、これは原則全会一致ということでございますので、使用者側としても賛成ということでありましたが、個人的な意見を申し上げますと、使用者団体としては、ずっと産別以来、この特定最賃は不要であるという主張をしております。そうはいっても、今までは、県最賃と特定最賃の間にかなり乖離がありましたので、現実的ではないという感じもありましたけれども、ここにきて県最賃が上がってきていますので、かなり差が縮まっている。まさに今、一本化するチャンスであるというのが、私の見解であります。そういうことを前提として、真摯に話し合いをしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>公益の先生方、いかがでしょうか。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>どなたでも結構でございますが、他にご意見等ござりますでしょうか。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>はい。意見も出尽くしたようです。</p> <p>今までのご意見を踏まえて、次回の会議で具体的な金額審議を行っていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>

部会長	はい。それでは、そのようにさせていただきます。 最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願ひいたします。
事務局	特にございません。
部会長	委員の先生方、何かございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	ご意見等ないようです。 次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分に踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。
	【異議なし】
部会長	非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第1回専門部会を閉会といたします。 ご審議、誠にお疲れ様でございました。